

開発行為許可通知書

第 3 号

住 所 高松市上林町 30 番地 8
氏名又は名称 アイラックホーム株式会社
及び代表者名 代表取締役 増元浩二

令和 3 年 10 月 13 日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 条第 1 項の規定により許可する。

令和 3 年 11 月 22 日

さぬき市長 大 山 茂 樹



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	さぬき市長尾西字観音 627 番 1、627 番 2、632 番 1、632 番 2、634 番 2、634 番 14 及び地先農道・水路・市道
開発区域の面積	4, 672.79 m ²
予定建築物等の用途	1 戸建ての住宅 (15 区画)

許可の条件

- ・裏面の「開発許可標識」を必ず掲示すること。
- ・別紙各課の意見等を順守のこと。
- ・工事完了届出書提出時に工事施行状況報告書（工事写真等）を添付すること。

(付 記)

- 1 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 3 この処分については、上記 2 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、さぬき市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 5 また、都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできません。



開発行為に関する一般的注意

- 1 この許可は、都市計画法に基づくものであり、他の法令（農地法、自然公園法、都市公園法、文化財保護法、森林法、風致地区条例等）による規制がある場合は、それらの許可を受けてから工事に着手すること。
- 2 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、都市計画法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。（都市計画法第37条）
- 3 許可の日から5か月以内に工事に着手しないときは、許可を取り消すことがある。
- 4 工事中の防災対策、特に流排水の措置、騒音の防止、交通の安全、防じん等の対策については、事前に関係者とも協議してその方法を定め、また工事の現場責任者を明確にして、適切な措置を講じること。
- 5 別添の「施工状況写真の撮影要領」により、施工状況の写真を撮影しておくこと。
- 6 許可内容を変更しようとするときは、必ず事前協議を行った上で必要な手続を行うこと。
- 7 工事現場には、見やすい場所に次の「開発許可標識」を工事完了検査のある日まで掲示すること。

開発許可標識

開発区域に含まれる地域の名	
開発区域の面積	
開発許可を受けた者の住所及び氏名	
開発許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
工事施行者の住所及び氏名	
工事現場管理者の氏名	
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

注1 開発許可標識の大きさは、縦60センチメートル以上、横90センチメートル以上とします。

2 「開発許可を受けた者の住所及び氏名」欄は、法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

(別紙)

申請地	さぬき市長尾西字観音 627 番 1、627 番 2、632 番 1、632 番 2、634 番 2、634 番 14 及び地先農道・水路・市道	
用途	宅地分譲用地 (15 区画)	
関係所属名	担当者名	意見等
都市整備課	長町 渡辺	区域内開発道路、公園については、区画分譲のうち半分以上の入居者があったのち、市に移管するものとする。また、それまでの間は申請者において善良な管理をすること。 公園については、移管後も清掃、草刈など維持管理を申請者で行うものとする。入居者等に管理を委ねる場合は、売買契約に明記するなど理解を得ること。
下水道課	石川	支障なし。
農業委員会 事務局	脇谷	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を得ること。
危機管理課	田淵	支障なし。
財産活用課	杉浦	隣接する法定外財産の境界確定及び工事申請は完了済であるため支障なし。
生活環境課	藤川	ごみステーションを利用する戸数が 10 戸以上になってから、「ごみステーション設置届出書」の提出があれば市でごみを収集する。 なお、ごみステーションの清掃や維持管理は、ごみステーションを利用する住民が行うこと。
生涯学習課	山本	照会地は、埋蔵文化財包蔵地には該当していないことから事前申請は不要。 工事中に土器等の遺物を発見された場合は、すみやかに生涯学習課文化財係まで連絡をして、保護措置について協議すること。

※上記のほか、工事承認申請等に係る各種手続きについては、申請者において関係各課と協議及び手続をすること。また、進捗状況等により、変更が生ずる場合についても同様とする。